

○保育料等納入済額証明書に係る交付要領

平成29年8月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、保育料等納入済額証明書の発行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条

- (1) 特定教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (2) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう
- (3) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (4) 特定保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。
- (5) 公立保育所 成田市保育所設置条例（昭和45年条例第38号）の別表に規定する保育所をいう。
- (6) 特定保育所等 特定保育所又は公立保育所をいう。
- (7) 大栄幼稚園 成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第21号。以下「幼稚園条例」という。）第1条に規定する成田市立大栄幼稚園をいう。
- (8) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (9) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定保護者等 支給認定子どもと同一世帯に属し、生計を一にする支給認定保護者、その配偶者及びそれら以外の扶養義務者（家計の主宰者である扶養義務者に限る。）をいう。ただし、支給認定保護者と夫婦関係調整調停を行う配偶者又は配偶者からの暴力等により住民基本台帳の閲覧等が制限されている場合の当該配偶者などは、除外する。
- (12) 保育料 次に該当する保育料をいう。
 - ア 成田市子どものための教育・保育給付に係る利用者の負担に係る規則（平成27年規則第35号。以下「利用者負担規則」という。）第1条別表第1（大栄幼稚園における特定教育・保育（教育に限る。）若しくは特別利用教育又は特定保育所等における特別利用保育に限る。）に規定する保育料
 - イ 利用者負担規則第1条別表第3（特定保育所等における特定教育・保育（保育に限る。）に限る。）に規定する保育料
 - ウ 他市町村に住民登録がある児童について公立保育所における特定教育・保育の実施を受託した場合の保育料（法第27条第3項第2号、法第28条第2項1号又は2号（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ又は第2号イ（1）、ロ（1））に基づき、政令を定める額を限度として当該支給認

定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して他市町村の長が決定したもので本市が徴収する保育料

- (13) 時間外保育料 成田市立保育所時間外保育運営規則（平成11年規則第5号。以下「時間外規則」という。）第1条に規定する時間外保育について同規則第8条により徴収する時間外保育料をいう。
- (14) 送迎バス使用料 幼稚園条例第9条に規定する送迎バス使用料をいう。
- (15) 給食費 成田市学校給食センター管理運営規則（昭和49年教育委員会規則第1号。以下「給食規則」という。）第7条第1項に規定する給食費のうち、大栄幼稚園で給食を受ける支給認定子どもにかかるものをいう。
- (16) 保育料等 保育料、時間外保育料、送迎バス使用料又は給食費をいう。

（保育料等納入済額証明書の記載事項）

第3条 市長は、保育料等について、保育料等納入済額証明書（別記第1号様式。

以下「保育料等証明書」という。）に、次に掲げる内容を記載する。ただし、保育料等証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が指定する様式があるときは、当該書面に記載する。

- (1) 支給認定保護者の住民登録地（保護者住所として記載する。本市の住民基本台帳の記録において、市外へ転出又は除票となった者は、転出又は消除後の住民登録地）
- (2) 支給認定保護者の氏名（保護者氏名として記載する。）
- (3) 支給認定子どもの氏名（児童氏名として記載する。）
- (4) 当該支給認定子どもが入所する特定保育所等又は大栄幼稚園の名称（園の名称として記載する。）
- (5) 当該支給認定子どもに係る各月の納入済の保育料等
- (6) 申請者から依頼のあった内容で、その他市長が必要と認めるもの

2 次に掲げる保育料等に関する事項は、前項第5号に規定する事項に該当しないものとする。

- (1) 特定保育所等及び大栄幼稚園以外に係る保育料
- (2) 公立保育所以外に係る時間外保育料
- (3) 大栄幼稚園以外に係る送迎バス使用料又は給食費
- (4) 納期限（利用者負担規則第7条に規定する保育料の納期限、時間外規則第8条第5項に規定する納付しなければならない日、幼稚園条例第7条第3項に規定する納期限又は給食規則第8条の納付しなければならない日をいう。）が保育料等証明書の交付申請のあった日から3年前の属する日の会計年度よりも前の会計年度であるときの当該保育料等の納入済額

(保育料等証明書の交付申請)

第4条 保育料等証明書の交付を申請できる者は、当該保育料等に係る支給認定保護者とする。

- 2 保育料等証明書の申請者は、申請書（別記第2号様式又はこれに準じる書類）を持参し、又は郵送して市長に申請しなければならない。
- 3 申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら申請することができないときは、代理人に保育料等証明書の交付申請の手続に関することを委任することができる。

(申請者の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

- 2 前項に規定する本人確認は、官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書若しくは健康保険証などの提示を受けて行うものとする。
ただし、郵送による申請で、支給認定保護者の住民登録地が市外にあるときは、その写しの添付を受けて行う。

(代理人の確認)

第6条 代理人から第4条の規定による申請があったときは、前条の例により代理人が代理人自身であることの確認を行い、又、支給認定保護者が自ら署名し、押印した委任の旨を証する書面（別記第3号様式又はこれに準じる書類。以下、「委任状」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 前項に規定する委任状の提出は、次に該当する者は、省略することができる。
 - (1) 支給認定保護者等
 - (2) 支給認定こどもが入所する特定保育所等（特定保育所は、児童福祉法第56条第3項に規定する収納の事務を受託しているものに限る。）又は大栄幼稚園の園長若しくは副園長（特定保育所に副園長の職位に相当する者がいない場合は、主任保育士の職位にある者）
 - (3) 法定相続人（支給認定保護者が死亡し、戸籍謄本等により、法定相続人であることが確認できる者）
 - (4) 公的機関からの申請であって市長が認める場合

(保育料等証明書の交付)

第7条 市長は、申請書を受け付けたときには、当該申請が適正であることを確認し、申請を受けた日から2週間以内に、保育料等証明書を当該申請者又はその代理人に対して直接交付するものとし、又は当該支給認定保護者の住民登

録地に郵送するものとする。ただし、公的機関からの申請であって市長が認める場合は、当該公的機関に送付する。

2 保育料等証明書には、登録番号を記載するものとする。

(手数料)

第8条 保育料等証明書の交付に関する手数料は、無償とする。

(質問調査)

第9条 市長は、保育料等証明書の交付事務に関し、申請者若しくは関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

保育料等納入済額証明書

保護者住所	
保護者氏名	
児童氏名	
園の名称	

利用年月				合計
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
年 月分				
合計				

上記のとおり、保育料等を納入されたことを証明いたします。

年 月 日

千葉県成田市花崎町760番地

成田市長

印

申請書

年 月 日

(あて先) 成田市長

(〒 -)

申請者 住所 _____

氏名 _____

(生年月日 年 月 日)

下記のとおり，保育料等納入済額証明書の交付を申請します。

1	支給認定保護者の 住民登録地	
2	支給認定保護者の氏名	
3	児童が入所する園の名称	
4	児童氏名	
5	児童の生年月日	年 月 日
6	納入済の保育料等の 証明期間	年 月分 ～ 年 月分
7	保育料等納入済額証明書 が必要な理由	

※内容が正しく記載されていない場合は証明書を交付できません。なお，申請者と支給認定保護者が同じ場合には，上の1と2の記入を省略できます。

委任状

年 月 日

(あて先) 成田市長

(〒 -)

支給認定保護者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(生年月日 年 月 日)

次の者に対し、保育料等納入済額証明書の交付申請の手続に関することを委任します。(必要な保育料等納入済額証明書の詳細は、申請書に記載)

委任する理由 : _____

1	受任者の住所	
2	受任者の氏名	
3	受任者の 生年月日	年 月 日